

品目	基準購入 金額	対象者	性能	耐用 年数
携帯用会話補助装置	177,800 円	原則学齢児以上の音声言語又は肢体不自由で音声言語の著しい障がいを有し、筆談が困難な方	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	8 年
情報・通信支援用具	100,000 円	①視覚障がいの方でパソコンを使用し、視覚により文字が読めない方で使用できる方 ②上肢機能障がいや脳性麻痺等で特別な装置が必要な上肢 1 級	障がい者用パーソナルコンピュータの周辺機器及びアプリケーションソフト、読取機、点字ディスプレイ、音声ソフト、特別なマウス、キーボード等	6 年
点字ディスプレイ (平成 29 年度追加)	383,500 円	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が 1 級又は 2 級の者で、必要と認められる方	文字等のコンピュータの画面情報を点字により示すことができるもの	6 年
点字器	(標準型) A : 32 マス 18 行、両面書 真鍮板製 10,400 円 B : 32 マス 18 行、両面書 プラスチック製 6,600 円 (携帯用) A : 32 マス 4 行、片面書アルミニウム製 7,200 円 B : 32 マス 12 行、片面書 プラスチック製 1,650 円	6 歳以上の視覚障がいの方で点字を習得しようとする方又は点字の利用が可能な方(施設入所者及び入院中の方も含む)	価格は全て点筆を含むもの	標準型 : 7 年 携帯用 : 5 年
点字タイプライター	63,100 円	視覚 1・2 級(本人が就労もしくは就学している方又は就労の見込まれている方に限る。)	視覚障がい者が容易に操作できるもの	5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	録音再生機:85,000 円 専用再生機:35,000 円	原則学齢児以上の視覚 1・2 級で、文字を目で読むことが難しい方	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY 方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能で、視覚障がい者が容易に使用できるもの	6 年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800 円	原則学齢児以上の視覚 1・2 級	音声等により文書等を読み上げることができるもの	6 年
視覚障がい者用拡大読書器	198,000 円	原則学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けて、本装置により文字等を読むことが可能になる方	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで簡単に拡大された文字等をモニターに映し出せるもの	8 年
視覚障がい者用時計	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円 腕時計は 1 人 1 台	18 歳以上の視覚 1・2 級 (腕時計のみ施設入所者及び入院中の方も含む。)	視覚障がい者が容易に使用できるもの 5 年	5 年

視覚障がい者用色彩識別装置 (平成 30 年度追加)	40,000 円	原則として学齢児以上の視覚 1・2 級	視覚障がい者が容易に使用できるもの	6 年
聴覚障がい者用通信装置(ファックス)	40,000 円	原則学齢児以上の聴覚又は音声、言語機能に著しい障がいを有し、意思疎通、緊急連絡等の手段で必要と認められる方(グループホーム入居者は対象外)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5 年
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900 円	聴覚 1～3 級 (テレビの視聴に必要と認められる方)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等による通信が可能なもの	6 年
人工喉頭 (笛式)	5,000 円 (気管カニューレ付の場合は 3,100 円増)	音声・言語機能障がいにより機能を喪失した方	呼気によりゴム等の膜を進藤させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	4 年
人工喉頭 (電動式)	70,100 円	音声・言語機能障がいにより機能を喪失した方	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年
人工鼻(埋込型) (平成 30 年度追加)	23,100 円/月	喉頭喪失により音声・言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた方	常時埋め込み型の人工喉頭を使用するものを対象とし、障がい者が容易に使用することができるもの	なし
点字図書	年間 6 タイトル以内又は 24 巻以内	6 歳以上の視覚障がいの方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く	なし